

法務省民二第334号

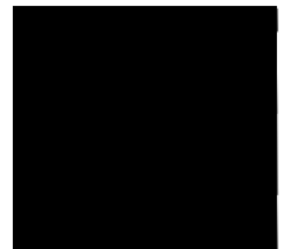
平成26年7月14日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

租税特別措置法第77条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る  
証明書の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省経営局長から民事局長宛てに照会があり、  
別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



26 経営第1015号  
平成26年7月9日

法務省民事局長 殿

農林水産省経営局長

租税特別措置法第77条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について（照会）

所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）及び租税特別措置法施行規則等の一部改正する省令（平成26年財務省令第28号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第29条の2に規定する都道府県知事が発行する証明書の様式を別添様式のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

(様式)

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

(農地中間管理機構)

事務所

名称

代表者

印

租税特別措置法第77条の2の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	農用地利用集積計画の公告の年月日(注)1	取得年月日(注)2
			m <sup>2</sup>		

- (注) 1 農業経営基盤強化促進法に基づく取得の場合に記載すること。  
2 農地法の規定に基づく取得の場合は、売買契約書等における引渡日とし、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく取得の場合は、農用地利用集積計画書の所有権の移転時期欄に記載する確定した日付とすること。
- 2 当該申請者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構であること。
- 3 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する農地売買等事業により取得されたものであること。
- 4 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

5 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

---

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

都道府県知事

印

法務省民二第333号  
平成26年7月14日

農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第77条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る  
証明書の様式について（回答）

本月9日付け26経営第1015号をもって照会のありました標記の件については、  
貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。